

令和 6 年度 (2024 年度) 事業報告

(自 2024 年 1 月 1 日至 2024 年 12 月 31 日)

公益財団法人 J&C

令和 6 年度事業報告

公益財団法人 J&C（以下「当財団」という。）は、平成 30 年 8 月の設立以来、国際間の相互理解のもと、人づくりを通じ、開発途上にある海外の若者を対象として日本において期間を定めて職業訓練を施し、これからの時代を担う若き人材の育成による国際貢献を目指すものである。

平成 30 年 10 月 5 日付をもって認可法人外国人技能実習機構より外国人技能実習生受入れ特定監理団体の許可を受けて以来、ベトナム人と中国人技能実習生を 120 名程度（以下「実習生」という。）を受け入れ、技能実習の適正な実施及び実習生の保護のため受入企業への技能実習法の周知とその適正な実施に向けた指導を行ってきた。

2023 年 12 月 19 日付けで所謂“優良監理団体”と称される有効期間 5 年の一般監理事業における許可を法務大臣・厚生労働大臣より受けることができ、企業からの希望に応じ、技能実習 3 号の受け入れが始まった。

本年度は、技能実習制度に代わる新たな制度の法改正も見込まれるところ、法改正後の新たな制度をも据えた技能実習受入れ事業展開準備と、併せて特定技能外国人の円滑な受け入れ事業等収益事業の運営を適切に実施していくとともに、公益法人の役目を果たすよう、コンプライアンスを遵守する事業を実施した。

以下、本年度に実施した事業について報告する。

I 公益事業

1 技能実習生受入事業

外国人技能実習生受入事業は、当財団にとって主幹事業となる公益事業で、当法人は総力を挙げて取り組んできた。

令和 6 年度は、技能実習生の監理団体業務においては、コロナ前に徐々に回復しつつあ

り、東南アジアの開発途上国の経済発展を担う「人材育成」による国際貢献を目指して、令和6年度にフィリピン、インドネシアとの送り出し機関との連携を取って、「技能実習生に関する受入れ事業協定書」を2件契約し、フィリピン籍技能実習生を2社、合計9名の監理が始まった。新規実習生の入国ができて、在籍中の技能実習生72名で3年技能実習を円満に終了し、無事に帰国した実習生は1名で、技能実習3号か特定技能に移行する子が2名であった。

今年度も優良監理団体として、技能実習生数を維持・拡充すると共に技能実習事業におけるコンプライアンス重視をしながら適正かつ効率良く目標が達成できる事業運営を努力した。

(イ) 送出し機関の選抜と連携

適正な技能実習事業は、受入機関だけの努力ではなく、海外の送り出し機関の技能実習制度の理解度も重要である。そのため、当財団は派遣国現地へ赴き、前職企業の訪問調査を行う等と、送出機関の選定と連携を重要視して臨み、その送出機関と契約を締結の上、優秀な技能実習生（以下「実習生」という。）を確保することとしている。また、当財団の担当者等が直接現地へ赴き、選抜試験や面接に立ち合い、或いはskype等のIT通信を利用して実習生候補者と面接を実施し、18歳以上の若者で心身ともに健康な人材を選抜する。本年度は新型コロナの影響で現地選抜できずテレビ電話等で面接を行った。

(ロ) 実習生に対する講習の実施

① 海外での事前講習

実習生が外国人技能実習生制度の趣旨に沿った技能実習を十分に全うするためには、日本への適応力及び日本語能力が不可欠である。そのため、当財団は送出機関と連携して、来日前、事前講習を実施する。事前講習は技能実習制度の趣旨に沿った適正な技能実習の確保を目的として、技能実習生候補者に対し、4ヵ月間の事前講習を

行う。講習内容は日本人による日本語・技能習得に関する知識をはじめ、日本での生活一般に関する知識や我が国でのスムーズな環境適応に関するものである。

② 入国直後の集合講習

来日後はセンチュリー国際学院との委託契約により同社の講習センター（千葉県市原市にある）講習を全寮制で1ヵ月以上実施する。

- ・技能実習が円滑に行われるよう、日本の風俗、習慣等を理解させるため、日本語の再教育、日本の生活一般及び技能習得に関する知識の教育を行う。

- ・実習生が適法に在留するための知識や労働者として受ける法的保護に関する知識について外部専門家により教育を行う。

- ・技能の修得等を安全に行うための知識、規律正しい生活を行うためのルールについて教育を行う。

（ハ） 24 時間対応の相談体制

実習生が抱えている悩み事や相談等に対応するため、フリーダイヤル電話や通信アプリ Wechat、LINE 等を活用して、24 時間体制で実習生の母国語を話せる職員を配置している。また、実習生からの苦情・相談等に対しては、正確な実態把握に努め、その都度、的確に指導を行い、技能実習・生活環境の改善向上に努める。

今年度はコロナ感染症予防の為のマスク配布、ワクチンの接種予約、感染後の病院予約等の手配、予防対策の周知、日常生活での不安等の相談への支援に努めた。

（二） 実習生受入に係る各種申請手続き等の支援

実習生として入国し適切に技能実習を行うために必要な外国人技能実習機構への申請手続き、出入国在留管理庁への在留関係諸申請等の手続支援を行った。

また、実習生の「技能実習2号」への移行に伴う技能検定の受検申請手続き等の支援を行った。

（ホ） 訪問指導及び監査の実施

平成 29 年 11 月 1 日、技能実習法が施行され、その技能実習法に基づいた団体監理型技能実習の実施及び労働に関する法令等の基準を満たし、技能実習を適切に実施されている事の確認の為、3 ヶ月に 1 回以上頻度で監査を実施しておく。当該監査は技能実習法に定める監理責任者の指揮の下で①技能実習の実施状況を実地に確認すること②技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受ける③実習生の 4 分の 1 以上と面談④実習実施機関の設備、帳簿書類等の閲覧⑤実習生の宿泊施設等生活環境の確認を確実に実施している。なお、技能実習法・労働関係法令の違反が判明した場合は、直ちに監理責任者の指揮の下に臨時監査を実施して企業に改善を求め、さらには再発防止策の構築を指導するなどしてその結果を同機構に報告した。

また、「第 1 号技能実習」の活動期間中は、1 ヶ月につき少なくとも 1 回以上、受入れ企業を訪問し、技能実習の実施状況を実地で確認するとともに認定された技能実習計画に基づいて実習を適正に行わせるよう必要な指導を行う。

(へ) 事業報告書及び実施状況報告書の提出

技能実習法第 42 条規定により、本年度 5 月 31 日までに外国人技能実習機構に事業報告書及び実施状況報告書を提出した。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

今年度は、実習生の派遣国である中国及びアジア諸国に関して、政治・経済、投資・労働環境、海外事業展開の現況・課題、今後の展望等に関する情報等を収集し、調査研究の上、海外進出を希望する企業に提供している。

中国経済の減速傾向が鮮明となっていて、将来 10 年、長期低経済成長周期と報じられていて、投資家は中国経済と企業業績の改善を示す具体的な兆候が見られるまで投資は控える姿勢を示している。

Ⅱ 収益事業

(1) 教本の販売

技能実習を終了し帰国した元実習生をはじめその関係企業、関係者、或いは一般の方を対象として教材を販売する事業である。

帰国後、職場のリーダーを目指して活躍中の者や自ら起業する者のために必要な知識を身につけさせることを狙いとし、所謂スーパーバイザー養成の通信教育教材である「チームリーダー育成通信講座」を開発途上国で編集、発行している。

教材は、比較的やさしい日本語で作られているので、日本語の学習にも役立つものとなっており、やる気と集中力を上げる便利で画期的なチームリーダー育成に役立つ通信教育用教材であり、中国を中心としてアジア諸国（日本を除く）で展開をする予定である。

今年度は各協力実習生送出し機関と連携して、今後より多くの元帰国された技能実習生たちにこの通信教育を読んでいただいて、役に立つように努めるところである。

(2) 在留資格（特定技能 1 号）にかかる支援事業

平成 31 年 4 月スタートした新たな外国人材受入制度は、人材を確保することが困難な状況にある職種に対し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れるため在留資格「特定技能」が創設された。

当財団は受入企業のニーズに対応すべく特定技能外国人の支援業務を積極的に実施した。支援事業は対象となる外国人を受け入れる企業の委託を受け、支援計画の作成補助や日常生活又は社会生活上の支援を行う体制の整備を図り適正かつ円滑な在留に資するため実施するもので「特定技能 1 号」で在留する外国人にかかる支援業務をする。

現在、4 社 5 名の特定技能 1 号の支援サポートを行っている。

「事業報告の附属明細書」

令和6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、これを作成しない。